

用語解説

【ア行】

○ インランドデポ（P10）

港湾、空港以外の内陸部にある貿易貨物輸送基地。貨物の集配、通関業務、保管等が行われる。多くの貿易貨物がコンテナ化されている現在、主としてコンテナの集配、コンテナへの荷詰め・取り出し、空コンテナの一時保管等が行われる。

○ 運輸安全マネジメント（P16）

運輸事業者には「安全管理規程」の作成・届出、「安全統括管理者」の選任・届出等を義務付けるとともに、経営トップの主体的な関与の下で現場を含む組織が一丸となって安全管理体制の構築・強化に取り組んでもらい、その取組みを国が評価することで、安全管理体制をPDCAサイクルによって継続的に向上させるもの。平成18年10月から開始。

○ オープンスカイ（P3、11）

航空会社の新規参入や増便、航空会社間の競争促進による運賃低下等のサービス水準の向上を図るため、国際航空輸送における企業数、路線及び便数に係る制限を二国間で相互に撤廃すること。

【カ行】

○ 海上交通センター（P17）

船舶の安全運航に必要な情報の提供と航行管制を一元的に行うことにより、ふくそう海域における海上交通の安全を図っている機関。現在、海上交通センターは、東京湾、伊勢湾、名古屋港、大阪湾、備讃瀬戸、来島海峡及び関門海峡の7箇所を設置されている。

○ 買い物弱者（P13）

流通機能や交通網の弱体化等により、食料品等の日常の買い物が困難な状況に置かれている人々。

○ グリーン物流パートナーシップ会議（P 1）

物流部門でのCO₂の一層の削減を図るため、荷主と物流事業者の連携・協働により、モーダルシフト、共同輸配送、拠点集約等、施策の幅を広げ、中小企業を含めた裾野の広い取組拡大を図るため、平成17年4月に正式発足した会議体。現在、荷主、物流事業者、地方公共団体、シンクタンク、有識者等3,000を超える会員登録がある。

○ 港湾運営会社（P 10）

国際戦略港湾及び国際拠点港湾において、国又は港湾管理者の指定により、行政財産の貸付けを受けて、コンテナターミナル等を一体的に運営する株式会社。

○ コールドチェーンシステム（P 13）

生鮮食料品や冷凍食品等について、品質保持のため、低温管理を維持したままで輸配送するシステム。

○ コンテナターミナルゲート（P 10）

コンテナターミナルにおけるコンテナの搬出入口であって、船積書類の受付及び記載内容の点検、コンテナ外部及び内部の点検、コンテナ蔵置場所の指示などが行われる施設。

○ コンテナ物流情報サービス（Collins）（P 10）

「Container Logistics Information Service」の各語の頭文字をとったもの。輸入コンテナ搬出可否情報、フリータイム情報、船舶動静情報、港頭地区渋滞情報、ゲートオープン時間情報などのコンテナ物流情報を、ターミナルオペレーター、荷主、海貨業者、運送事業者間で共有化するためのウェブサイト型の情報システム。

○ コンテナラウンドユース（P 10）

輸入時に使用したコンテナを港頭地区における船社が指定する場所へ返却せず、輸出時に再利用する方法。輸送コストの低減とCO₂排出削減が期待される。

【 サ 行 】

○ シャーシの相互通行（P 4、11）

一方の国のシャーシが海上輸送を経て相手国の国内を通行することを相互に可能にすることにより、国境を越えた効率的でスピーディーな海陸一貫輸送を実現する取組。

○ 出港前報告制度（P 17）

我が国に入港しようとする船舶に積み込まれる海上コンテナ貨物に係る積荷情報について、原則として、当該コンテナの船積港を当該船舶が出港する前に、詳細な情報を電子的に報告することを義務付ける制度（2014年3月施行予定）。

○ 静脈物流（P 11）

循環資源（廃棄物や使用済み製品、副産物等）を、再利用や再資源化、処分等の目的で回収・輸送する物流。

○ シングルウィンドウ化（P 1）

複数の手続を一回の入力・送信で行うことを可能とする取組。これにより、共通入力項目の重複入力を排除することが可能となる。

○ スマートインターチェンジ（P 11）

高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な車両（料金の支払い方法）を、ETCを搭載した車両に限定しているインターチェンジ。

○ 先進安全自動車（ASV）（P 16）

エレクトロニクス技術等の新技术を利用してドライバーの安全運転を

支援する装置を搭載した自動車。

○ 船舶管理会社（P 1 2）

内航海運業者との船舶管理契約に基づき、「船員配乗・雇用管理」業務、「船舶保守管理」業務及び「船舶運航実施管理」業務の3つの業務を一括で受託する会社。

【 タ 行 】

○ トン数標準税制（P 1 6）

法人税等について、毎年の利益に応じた納税額の算出に代わり、船舶のトン数に応じた一定のみなし利益に基づいて納税額を算出する税制。世界の主要海運国でも同様の税制が導入されている。

【 ハ 行 】

○ 物流特殊指定（P 1 1）

正式名称は「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」。荷主（いわゆる真荷主。）と物流事業者の取引における優越的地位の濫用を効果的に規制するために指定された、独占禁止法（正式名称：私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）上の規制。

【 ヤ 行 】

○ 輸出入・港湾関連情報処理システム（N A C C S）（P 1 0）

税関、関係行政機関及び関連民間事業者をオンラインで結び、税関手続や港湾手続などの輸出入等関連業務とこれに関連する民間業務を処理するシステム。

※ 輸出入等関連業務とは、通関手続、入国管理手続、食品衛生手続、検疫手続（人）、植物検疫手続、動物検疫手続、貿易管理手続及び空港・港湾手続に関する業務。

※ 民間業務とは、貨物管理業務、船積指図業務、船積確認事項登録業務等に関する業務。

【 ラ 行 】

○ 流通加工（P 1 0）

入庫した貨物に対し、検品・ラベル貼り・値札付け・組み立て・箱詰め・梱包・方面別仕分け等を行うこと。

○ ロジスティクス機能（P 6）

調達、生産、販売等に係る物流活動全般を統合管理し、その全体最適化を図ること。倉庫や物流センターにおいても、保管のみならず、荷捌き、流通加工、在庫管理等のサービスを提供し、荷主ニーズの高度化に対応すること。

【 英 数 字 】

○ A E O（Authorized Economic Operator）制度（P 8、1 6）

国際貿易における安全確保と円滑化の両立を図るため、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者（輸出者、輸入者、倉庫業者、通関業者、運送者、製造者）に対して、税関長があらかじめ承認又は認定を行い、当該事業者が迅速化・簡素化された税関手続を利用することを認める制度。

○ C D P（カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト）（P 7）

事業・政策・投資判断において必要な情報を提供することで気候変動に関する問題解決を促進するため、世界の機関投資家が世界の主要企業に対し、気候変動に係る質問書を送り、その回答を評価・公表する取組。

○ E T C（P 4）

Electronic Toll Collection System（自動料金収受システム）の略。車両に設置されたE T C車載器と有料道路の料金所に設置された路側機との無線通信により、車両を停止することなく通行料金を支払うシステムであり、I T S（高度道路交通システム）の一つ。

○ G空間（地理空間）情報（P 1 2）

原則として、地理空間情報活用推進基本法第二条第一項に規定される

「地理空間情報」((1) 位置情報 (空間上の特定の地点又は区域の位置を示す情報 (当該情報に係る時点に関する情報を含む))、(2) 位置情報及び位置情報に関連付けられた情報からなる情報)。

○ K P I (重要業績評価指標) (P 1 2)

組織の目標を達成するために重要な業績評価の指標。

○ K S / R A (Known Shipper/Regulated Agent) 制度 (P 1 6)

航空機に搭載する航空貨物について、I C A O国際標準等に基づき、高いセキュリティ・レベルを維持しつつ、物流の円滑化を図るため、荷主から航空機搭載まで一貫して航空貨物を保護する制度。この制度において、航空貨物等について適切な保安対策を講じていると認められた特定航空貨物利用運送事業者等 (R A : 国が認定) 及び特定荷主 (K S : R Aが認定) が一貫して貨物を航空運送事業者へ搬入する場合、K Sが爆発物検査を行い出荷した貨物は、その後爆発物検査を受けることなく航空機に搭載することが認められている。

○ N E A L - N E T (北東アジア物流情報サービスネットワーク) (P 9)

日中韓がそれぞれ構築している港湾の物流情報システムを相互接続し、日中韓の港湾間の船舶の入出港情報、コンテナの動静情報等をインターネット上で一元的に幅広く把握できるようにする取組。

○ Q C (品質管理) サークル (P 5)

1965年頃から普及・定着している日本特有の品質管理活動。多くは職場ごとの小グループによる自発的活動として行われる。

○ R O R O 船 (P 3、9)

貨物をトラック、トレーラに積載したまま岸壁から船舶に積み込み、又は船舶から岸壁に積み卸す荷役が可能な船舶。

○ 100%スクリーニング (P 8)

米国に輸出する全てのコンテナについて、輸出国においてスキャン

グ検査を実施しない限り、コンテナの米国への輸出を禁止する制度。

○ 3分の1ルール（P 1 3）

食品小売などが設定するメーカーからの納入期限及び店頭での販売期限のことで、食品流通業界の商慣習で、製造日から賞味期限までの期間を概ね3等分して設定される場合が多い。

○ 3PL（サードパーティロジスティクス）（P 1 2）

荷主に代わって、最も効率的な物流戦略の企画立案や物流システムの構築について包括的に受託し、実行すること。